

「茶話本舗」について—株式会社日本介護福祉グループ

<http://www.sawahonpo.com/>

まず、はじめに株式会社日本介護福祉グループが展開している「夜間ケア付き小規模デイサービス」事業である「茶話本舗」について簡単に概略を説明致します。

【本部運営法人】

1. 法人名：株式会社日本介護福祉グループ（略称：JC-Group）
2. 法人本社：〒130-0026 東京都墨田区両国4-25-9 三和ビル3階
3. 法人設立：平成17年5月
4. 資本金：33,000,000円
5. 法人代表者：小柳壮輔（こやなぎ そうすけ）
6. 取引銀行：りそな銀行、朝日信用金庫、京葉銀行
7. チェーン規模：301事業所（直営・FC合算、平成22年11月現在）

茶話本舗は、ご利用者・ご家族・地域社会・介護従事者・介護事業者・日本国に真に必要なとされる在宅サービスを、世界を視野に入れながらつくり上げるという強い想いをもった藤田英明（創業者、23歳からずっと介護・福祉＜特に現場＞に従事）が、当時の介護・福祉業界へのアンチテーゼを提示する為に創設した事業モデルであります。主たる特長は、

1, 空き民家を活用した設備環境

ご利用者にとって落ち着いた生活空間を実現し、自宅と同様のくつろげる空間を実現しています。落ち着いた生活空間の中で行う生活リハビリとともに、設備環境を利用して日常生活の中で気付かぬうちにリハビリテーションを行う事でご利用者のADL及びIADLの回復を促進しています。具体的には、玄関等に比較的大きな段差をあえて建物内に残し、その段差に目立つ蛍光シールを貼り、厚い人員配置による見守りや補助の中で、歩行移

動時に自然と段差を乗り越え、筋力強化を図る等のリハビリテーションを行っております。

そうしたケア上の利点はもちろんのこと、設備投資を抑えた事業展開を図ることができることで、その分を従業員へ分配する事が出来、給与水準を高めに設定できる事で従業員満足も高まります。更に、全国的に余剰している空き民家を有効活用することにより、既にある社会資源を最大限有効活用し、環境問題に貢献しています。

2, 365日年中無休のサービス

土・日曜日、祝日、お盆、お正月でも介護には休みがないという、ご家族にとって1番深刻な問題が存在すると言う現実に基づき、365日年中無休でサービスを提供することによって、ご家族の休息を確保し、ご利用者・ご家族双方の生活の質（QOL）の向上を図っています。

また、365日いつでも事業所の生活相談員に相談をする事が出来る体制になっているので、平日は仕事で忙しいご家族もゆっくりご利用者の事について生活相談員とコミュニケーションが取れ、ご家族の意向を事業所でのケアに反映する事が出来ます。ご家族に精神的・身体的ゆとりが生まれる事で、ご利用者への対応にも好影響が生まれ、虐待等の防止にもつながっています。

3, 介護保険外での夜間ケアサービス

365日介護に休みがないのと同様に、介護には24時間休みはありません。昼夜逆転、夜間徘徊、火の不始末等ご家族の精神的・身体的負担は想像を絶しています。夜間帯の負担が大きいのが為に、多くのご家族は特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設への入居を決断されています。しかしながら、ご利用者本人は数多（あまた）ある統計で明らかな様に「住み慣れた自宅で生活したい」という希望を持っています。ご利用者とご家族双方のニーズを満たすべく夜間ケアサービスを自主事業で行っております。認

知症のある方でも、通い慣れた環境の中で、顔見知りの職員によるケアが提供される事で症状の緩和が図られ、ご家族の介護負担も軽減され、在宅生活の軽減が可能になります。

また、夜間帯の状況を的確に把握する事で、日中帯のデイ（通所介護）サービスにおいてよりきめ細やかな個別ケアを実践する事が出来ます。また、夜間ケアサービスは1回（1泊）800円と設定させて頂いており、同時に昼食費も原価相当額の200円／食とさせて頂いております。それは、現在の世界的経済状況の悪化を背景に、我が国もデフレ経済不況が続いており、生活保護受給者も年々増え続けている事実を踏まえて夜間ケアサービスは800円／回（泊）、昼食費も200円／食とさせて頂いております。確かにこの金額設定は安いと我々も感じます。しかしながら、ここを高く設定してしまう事は、「経済的に困窮していたとしても、在宅生活を出来るだけ続けたい」という希望を持っているご利用者やご家族に、平等に在宅介護サービスを利用してもらえぬ社会を実現する。」という我々の根本的な考えに反するのです。従って我々茶話本舗は今の社会情勢が続く限り、安くする事はあっても、高くする事は決してあり得ません。

4. 利用定員 10 人の小規模事業所

介護を提供する上で、少人数である事のデメリットは存在しない、という事実に基づき、個別ケアを徹底して実践する為の目配り、気配り、心配り（三配り）のできる少人数制を採用しております。少人数である事の一般的デメリットは採算性の悪さですが、そのハードルを解除できる業態として茶話本舗モデルを開発しました。採算性の悪化は事業の継続を難しくし、事業の停滞はご利用者の在宅生活の継続を阻害してしまいます。何より重要な事はご利用者の在宅生活の安定的継続ですので、茶話本舗モデルでは小規模で個別ケアを充実させながら採算もとれる仕組みにしています。

5. 人員配置 介護事業の根幹は人材です。その人材を茶話本舗では、介護保険上の基準である5（ご利用者）：1（介護職員）に対して2倍の2.5（ご利用者）：1（介

護職員）で配置しております。また、介護職員はじめ生活相談員や事業所の施設長は全員、茶話本舗の理念や考え方、介護技術や知識、法令遵守（コンプライアンス）意識と実践等々を理解し身に付けた介護のプロフェッショナルです。そうした人材の育成の為に、日本介護福祉グループでは「社団法人茶話介護研究所」という教育研究機関を設け、そこで知識はもちろん実践に基づいた研修教育を日々行っております。そうした専門教育を受けた目配り・気配り・心配りのできる介護のプロフェッショナルを手厚く配置し、入念なアセスメントとケアプランに基づいて、ご利用者1人1人の状態に合わせた個別ケアを提供しています。



株式会社日本介護福祉グループは、介護保険法施行5年目に当たる2005年（平成17年）に創業者 藤田英明が1人で設立しました。藤田はその時点で、社会保障業界が「直面している」又は「将来的に直面するであろう」多くの問題を草の根から地道に解決していく為に弊社を創業致しました。

創業時においてプライオリティ（優先順位）の最も高い諸問題（認知症ケア不整備・社会的入院長期化・家族介護負担増大・給与水準低位推移・景気低迷による低所得化等）から解決していく為にまずは「茶話本舗（さわほんぼ）」という10人以下定員の小規模デイサービス（通所介護）に保険外の独自サービスである夜間ケア機能と延長機能を併せ持たせる独自業態を開発し、現在全国各地に事業所を整備しております。

ただ、介護保険法施行10年目の2010年を迎え、解決すべき問題も2005年時点での問題に積み重なる形でさらに多様化し、山積されてき

ている状況にあります。株式会社日本介護福祉グループとしては、山積され多様化した多くの問題を解決する為に新たな業態を日々開発し、いくつかの業態は今すぐにも実施できる状況にあります。また、それを実施する為の強力な経営陣も小柳壮輔代表取締役社長をはじめ齊藤正行取締役副社長や三上博至取締役など蒼々たる人材が揃っております。

また、我々日本介護福祉グループにおいては、業態は時代によって変われどもミッション（使命）は原則として普遍です。

1. ご利用者に、本物のアセスメントに基づく人間の個別ケアを、志が高く情熱溢れ目配り・気配り・心配りが出来る介護のプロフェッショナルチームが提供し、認知症状やADL・IADLに適時適切に配慮しながら、1人1人のご利用者の自立と在宅生活の継続に必要なケアをご家族も含めて徹底して行うことで、ご利用者のラストステージを人生最高の時期に出来るように最大限努めます。

2. ご家族の身体的・精神的・経済的・社会的負担を取り除く事で、ご家族にしか出来ない部分のケアを担って頂き、ご家族の本来持っている介護力（かいごりょく）を最大限に発揮して頂く事で、ご利用者とご家族の身体的・精神的触れ合いを促し、お互いにとって後悔のない在宅生活を送って頂きます。

3. 役員も従業員も株式会社日本介護福祉グループに属する全員が介護のプロフェッショナルであり、同時にソーシャルワーカーであり現場が大好きで全ての問題の解決策は現場にあると強く認識してはなりません。また、介護従事者全体の所得と地位の向上の為、弊社の給与水準は業界比較で高位で保持し、現場叩き上げの管理者を養成し、経営者としての知識や心構えをしっかりと植

え付けた後に、介護起業家として世に輩出しています。また、その為の教育研修機関・制度を充実させています。そのミッションの象徴として、現在の弊社の代表取締役社長 小柳壮輔が存在します。小柳は現場出身者でも経営者に成れるという事を自ら証明しています。

4. 地域社会に開かれ、且つ地域の中で無くてはならない存在として認知される事こそが介護事業所の使命です。地域社会の住民の方々お気軽に訪れる事ができ、介護に関する事はもちろんそれ以外についてもいつでも相談でき、地域で発生する多くの問題を解決できる事業所づくりこそ介護福祉事業者の使命であり同時に我々日本介護福祉グループの使命でもあります。我々は、そうした地域に開かれた有益な機能を介護福祉事業所が出来るだけ多く持つ事で、住民が安心して住み心地の良い地域となり、その結果としてその地域の社会的・経済的価値を高めます。

5. ケアマネージャー（介護支援専門員）は日本の介護保険制度の根幹を担う職業の方々です。我々介護福祉事業者が高齢者に適切なサービスを提供し、自立を促し、在宅生活の継続を支えていく為にはケアマネージャーとの綿密な連携が必要です。日本介護福祉グループで居宅介護支援事業所を設置しない理由はそこにあります。外部のケアマネージャーに厳しい目で我々の事業所を見て頂き、評価頂ける事業所作りこそ我々の存在意義だからです。評価して頂いたケアマネージャーとのコミュニケーションを最大限図り、ケアプランを上回る成果を上げることが我々の価値です。内部にケアマネージャーを配置すれば、自社サービス利用を促す事は簡単です。しかし我々は、厳しい環境の中でこそ優れたサービスは生み出されるという強い信念に基づき日々の業務にあたっております。

6. 介護福祉事業者は崇高な理念を持ち、介護保険制度等の関係法令について熟知し、コンプライアンス

スを守り、サービスの質を向上させながら、従業員を育成し、その地位と報酬を高め、法人として収益を上げ事業を継続・拡大していかななくてはなりません。利益を追求するあまり、サービスの質の低下を招くことは愚かな経営という以外にありませんが、逆に利益を意識しなかったが為に事業を継続できなくなってしまうという事も介護福祉事業者としての責務を全うしているとは到底言えません。我々日本介護福祉グループでは「利益と志のバランス」を大切にしています。志を高く持ち、理念の実現の為にサービスを追求し、その結果として適正な利益を上げ、その利益を努力している従業員に様々な形で還元し、その従業員を核として事業を拡大し、出来るだけ多くの地域社会に貢献していく事こそ我々日本介護福祉グループの使命です。

株式会社日本介護福祉グループは、上記の使命を果たす事によって「独自の文化を有し、働く時期は一生懸命働き、引退後は人生を謳歌し、誰もが幸せになれる国日本」を草の根から寄与していきます。歴史は誰も作ってはくれません。介護福祉業界に身を置く1人1人が自ら歴史を作り上げていかななくてはなりません。

介護福祉業界の健全な発展は、我が国日本を再び輝かせます。

我々日本介護福祉グループはその一翼を担います。



また、株式会社日本介護福祉グループでは、平成17年5月の創業以来、小規模デイサービス事業に自主事業としての夜間ケアサービスを加えた「茶話本舗」を運営させて頂いております。

平成22年11月現在では、「茶話本舗(さわほんぼ)」

のブランド名において、301事業所を全国各地に展開しており、これ程までに事業所を展開できた背景は、真にご利用者本位の高品質の介護サービスを提供し続け、ひとえにご利用者やご家族からの絶大なるご支持を頂けているからだと考えております。

そもそも、当社が「夜間ケア付き小規模デイサービス」を開始するに至りましたのは、特別養護老人ホームでの介護職から、介護業界経験をスタートした創業者藤田英明が、利用者本位とかけ離れた介護現場に対するアンチテーゼを介護福祉業界に突きつけるという思いを持つことから出発しております。介護職の立場から「真にご利用者本位の介護サービス」を提供したいという強い思いから創業し、ご利用者及びご家族目線で、必要とされているサービスを試行錯誤する中で、「夜間ケア付き小規模デイサービス」の形に辿り着き、築35年の本当に小さな民家を家賃9万円で借り、7名定員の「夜間ケア付き小規模デイサービス」からスタートしました。約3年間にわたり休む事なく事業所に住み込み、時には人間として時には専門家としてご利用者やご家族のニーズに応えながら、誠心誠意のケアとソーシャルワークを実践・提供し続けました。また、その間も夜間帯に常に社会保障や介護福祉に関する事から経済、政治、世界情勢等についてまで幅広く勉強致しました。

3年間にわたって24時間365日事業所に住み込み魂を込めたケアとソーシャルワークを提供し続けた事で、ご利用者やご家族から絶大なる支持を頂くと同時に、ノウハウも十二分に蓄積され、また理念や考え方の正しさをご利用者やご家族が証明して下さい、それらを基に日本全体の高齢化を視野に入れて業容を拡大し、なんとか現在まで介護福祉事業を続けさせて頂いております。従って、当社の「夜間ケア付き小規模デイサービス」モデルは、これからも高齢者の増加の一途をたどり続

ける我が国日本の社会保障インフラの整備において、無くてはならないサービスであると言う事を、実体験を経て、強く確信致しております。

また他方、当社が急速に業容拡大を遂げていることから、多くの異業種の方々（介護の経験の無い事業者）が、当社の事業モデルを模倣したデイサービスに自主事業である宿泊サービスを加えた「お泊りデイサービス」へと新規参入が続いています。

当社では、介護保険法を含むあらゆる関連法規に則った経営・運営を行っていることはもちろんのこと、自主事業である夜間ケアサービス事業についても、茶話本舗チェーン全体に対し、介護保険法を上回る厳しい自主規制ルールを設け、サービス品質の維持、向上に本気で努めております。

しかし、当社を模倣し、異業種から参入している事業者の中には、自主事業である宿泊サービスにおいて、特別のルールを設けることなく運営し、ご利用者が著しく不利益を被るサービス提供をしている事業者もごぞいます。そのような、事業者により一定の規制と縛りを設け、「お泊りデイサービス」の全体サービスレベルの向上を図る事は必要と考えております。

上記のような背景から、当社は、現在物議を醸し出している「お泊りデイサービスの介護保険対象化」に対しては基本的には賛成の意見を述べさせて頂いております。しかしながら、それはあくまで「条件付きで賛成」とさせて頂いており、基準の理念・考え方と詳細の内容によっては、新たに創設されるかもしれない制度に参入しない事も選択肢としては残しています。

また、現在「お泊りデイサービス」やレスパイトケアの制度化について、社会保障審議会介護保険部会等で議論・検討されていますが、本制度の今後の論点及び、論点に対する当社の見解を述べさせて頂きます。お泊りデイサービスの整備にお

ける課題及び、今後更に、議論を深める必要のある論点について下記に整理・記載するとともに、論点に対する当社の見解を合わせて記載させて頂きます。

1. 設備基準のあり方

とりわけ、夜間の宿泊に対する個室の義務化及び消防設備基準の2点が大きな論点となります。個室の義務化については、当社を含む介護保険外による宿泊サービスを付加しているデイサービス事業所の多くは、個室対応だけではなく、実情に応じリビング等の共同スペースにおいても、パーティションやカーテンレールによる仕切りを行うなどの工夫を行い対応しています。

ただし、一部の事業者では、このような工夫を凝らさず、男性利用者と女性利用者をいわゆる雑魚寝状態で宿泊させているケースもあり、批判の対象となっております。このような背景を踏まえ、個室対応を義務化するのか否か？一方では、個室を義務化すれば、当社を含めた多くの事業者が対応できないケースが想定され、せっかく整えた制度に、適応できない事業者が増え、引き続いて保険外での宿泊サービスを提供することとなれば、お泊りデイサービスの整備計画に遅れが生じる可能性があります。更には、特別養護老人ホーム等における「個室と多床室」の議論も煮詰まっているとは言えない状況の中、個室化という一定の答えを出せる状況ではありません。

また、消防設備基準については、ご承知の通り、グループホームや老人ホームにおいて不幸な火災事故が発生した教訓を経て、消防法が改定され、現在、介護施設では、延べ床面積275平米以上の場合、スプリンクラーの設置を義務付けており、金額に上限はあるものの、既存事業者に対しては、スプリンクラー設置に関わる補助金が支給されています。お泊りデイサービスにおいても同様の基準が適応され、補助がされるのか否かが1つの論点となっている状況です。

【当社の見解】

消防設備基準については、当社では民家を借り上げたモデルで事業展開していることから、スプリンクラーの設置が義務化となる場合には、大きな改修を要すこととなり、大家様の理解を得ることが難しい事業所が数多く想定されます。従って、消防設備基準については、柔軟な対応、民家モデルでの対応が可能な制度設計でなければ、我々が制度の土俵に上がることに非常に大きな障害となることが想定されます。

また、個室が義務化された場合も同様であり、多くの事業所が対応できなくなることが想定されることから、パーティション等での仕切りによる多床室を認める制度設計であれば、制度に乗る事も可能だと考えております。

2, 人員基準のあり方

夜間の人員体制をどのように位置づけるのか？前述した火災事故の教訓を当社としても活かしながらも、1名での夜勤体制を不安視する声も確かにあがっています。ただし、現状では、1ユニット（9名定員）のグループホームや、小規模多機能型居宅介護についての夜間人員体制基準は1名対応となっているため、これらのサービス以上に厳しい基準を設けることには根拠が乏しくなります。

当社を含めた事業者が注視しているのは、夜間の人員体制よりも、お泊りサービスの対応要件に、事業所として常勤での有資格者（想定されうるのは看護師もしくは准看護師）の配置義務が生じるのか否かです。看護師等の有資格者の配置を義務づけることにより、確かに利用者の健康管理面では品質の向上につながるといったメリットがあります。他方、現在は10人定員以下のデイサービスでは、看護師の配置義務はありません。看護師の配置義務が生じた場合、事業所の人件費コストの増大、有資格者の確保体制、人事マネジメント、サービスマネジメントが難しくなる等の問題やお泊りデイサービスの整備が進まなくなること容易に想定されます。

【当社の見解】 夜間の人員体制基準は、グループ

ホームや小規模多機能型居宅介護と同水準以下の規定であれば、なんら問題はありません。他方、常勤での有資格者の人員配置などの規制強化には原則的に反対の立場であります。

3, お泊り受け入れ人数の設定

お泊りの受け入れ人数に対する設定についても1つの論点のポイントとなります。1日あたりの受け入れ人数の上限、月間人数の上限をどのように設定するか検討しなければなりません。単独型ショートステイの最低ベッド数が20床であることを考えると、デイサービスの利用定員数にかかわらず1日20人以下の上限とすることが妥当であります。ただし、あくまでデイサービスの設備を流用して宿泊サービスを提供するわけですから、過度の人数の宿泊に対応することは困難が予想され、出来る限り少人数の受け入れ人数の基準作りが求められます。

【当社の見解】

現在、我々が提供している宿泊サービスでは、1日あたり5名を定員上限とする自主ルール（規制）を設けております。ご利用者5名に対して夜勤職員1名を配置しており、利用者様にとっても、職員にとっても適正な人数配置であると考えており、オペレーション上の無理が生じない運営ができております。当社としては、5名～9名程度（グループホームの1ユニット）を1つの基準とした受け入れ人数上限が望ましいと考えております。

4, 報酬単価の設定

お泊りに対して、1日あたりの報酬単価をいくりに設定するのか？人員体制の基準設定と連動し検討すべき課題であります。合わせて、日中のデイサービスの報酬単価の見直しもポイントとなります。当社のビジネスモデルにおいては、現在、宿泊は1泊800円という安価で提供しているため、介護報酬が設定されることとなれば、夜間の収入は増加することが想定されます。他方、当社及び類似の業態において、安価な価格での宿泊サー

ビスを提供していることによって、日中帯の小規模デイサービスの報酬単価設定が高すぎるから可能であり、問題があるのではないかとご指摘も一部にあります。従前より、厚生労働省では小規模サービスこそが、質の高い介護につながる、との理念から、経営効率が悪くなる小規模事業所の整備を進めるために、小規模事業には比較的高めの報酬設定をしております。今回のお泊りデイサービス方針を踏まえ、小規模・中規模・大規模デイサービスそれぞれの報酬単価がどのように設定されることとなるかは大きな論点です。

【当社の見解】

報酬単価については、当然、マイナス改定としないことを望みますが、設備基準や人員配置基準がどのように設定されることとなるのか？それらの基準設定によりコスト増が発生するのか否か。設備や人員基準が、当社の望む基準となるならば、日中帯の小規模デイサービスの単価が多少下がることも止む無いかと考えます。ただし、お泊りを提供していないデイサービス事業者にとっては、単なるマイナス改定ともなりえるので慎重な対応を求めています。

5. 長期宿泊に対する制限

デイサービスはあくまで、在宅で生活している高齢者へのサービスであります。しかしながら、当社を含む、お泊りデイサービス事業者において、一部利用者が、住まいの替わりとしてデイサービスの1室に長期滞在しているケースが発生しており、施設の代替となるなら、老人ホームの届出義務が必要となるのでは？といったご指摘もあり、施設整備のあり方を含め1つの議論となっております。そのような中、お泊りデイサービスを制度化する過程で、宿泊については、連続宿泊期間に制限を設けるなどの規制を設定するのか否かが1つの論点となっております。他方、現実として、全国に40万人以上と推計されている特別養護老人ホームの待機者問題や病院や介護療養病床に社会的入院をされている方を含め、財源論の問題から

も施設整備は大きく遅れており、認知症状のある高齢者を中心として、家庭環境等の問題から在宅での生活に限界がある場合でも、経済的制約（経済的余裕のある高齢者であれば、有料老人ホーム等への入居が可能である）から在宅生活を余儀なくされており、身体・生命に大きな危険の生じている高齢者の数は決して少なくないのが実情であります。そのような高齢者が行き場を失い、当社を含むお泊りデイサービスで新たな住まいが決まるまでの一定期間を仮住まいとされているケースが確かに存在します。連続宿泊期間に制限を設けた場合に、このような方の現実の生活場所の確保が大きな問題となることが想定され、大きな論点となっております。

【当社の見解】

上記にも記載しているとおり、現実を直視し、行き場のない高齢者を増やさないためにも連続宿泊期間への制限などは一切設けないことを切に望みます。

6. 小規模多機能型居宅介護との住み分け

小規模多機能型居宅介護は、平成18年4月の介護保険法改正により創設された新しい介護保険サービスで、25人を利用定員とした通い（デイサービス機能）、泊まり（宿泊機能）、訪問（ホームヘルプ機能）が全て組み合わさったサービスモデルであり、在宅での認知症介護における最適なサービスであるとの位置づけでスタート致しました。介護報酬体系は丸めで設定されており、要介護度ごとに月額固定の介護報酬が設定され、利用者のニーズに応じて事業者のケアマネージャーがサービスの回数を独自に組み立てることができることが大きな特徴です。

鳴り物入りでスタートした事業モデルであり、国も整備に力をいれ、平成21年4月の介護保険法改正では報酬単価を大きくプラスに改定されました。東京都を中心に施設整備における補助金も数多く用意されています。ただし、現状では整備計画を大きく下回っております。また、実際に運営している事業者の多くが赤字であるとも言われております。事業の採算性の問題が整備計画の遅れの大きな要因と

なっております。事業の採算がとりにくい理由はいくつかあり、1つには、管理者の資格要件、介護支援専門員の配置義務があるといった人員基準が厳しいことです。また、在宅サービスの総合サービスとなるため、サービスメニューの構築に高い専門性が求められ、事業の参入障壁が高いと言われております。また、利用者の立場からも、サービスメニューが複雑に感じられ、他の在宅サービスとの違いが素人にはわかりにくいなどの問題から、利用者の確保に苦勞する事業者が多く存在しています。

この小規模多機能型居宅介護の事業モデルは、お泊りデイサービスと非常に類似性の高い事業モデルであり、利用者の住み分けが難しくなるのでは？といった声が一部よりあがってきております。お泊りデイサービスの制度がスタートすれば、事業の参入障壁の高さを考えれば、従来以上に、いっそう小規模多機能型居宅介護の整備が進まなくなることが想定され、これまで国が整備を協力をバックアップしていたにもかかわらず制度矛盾がおきるのではないかとそれぞれの役割分担、住み分けについて、一定の回答が求められております。

当社の見解】

本件については、我々の利害にはなんら影響の生じることではないので、特別の要望はございません。しかしながら、国家の社会インフラのあり方に対して意見を具申させて頂くならば、お泊りデイサービ

スの整備は、利用者ニーズの観点から必要不可欠であることは間違いないと考えます。そこで、小規模多機能型居宅介護事業については、在宅サービスの中でもより、重度な方、医療依存度の高い方を対象としたサービスモデルへと仕組みを転換すべきではないかと考えます。当然、既存の小規模多機能型居宅介護事業者については、一定の配慮が必要であります。当社にとっての都合の良い提言ではなく、国家的観点から考え、必要な措置であると考えております。そうしなければ、制度自体がパッチワーク制度と言われかねない状況です。

以上が、今後の論点のポイントと当社の見解であります。見解に述べさせて頂いた中の要望については、全てを満たさなければ必ずしも参入できないというわけではありません。しかしながら、設備基準についての問題はスプリンクラーや個室化が義務付けられることとなれば、その時点で、当社及び当社の類似事業者は、制度への参入が不可能に近い状況となると考えます。小規模多機能型居宅介護とは異なるアプローチで柔軟に整備促進される配慮を切に願います。当社は、我が国の急速に拡大し続ける高齢化に対して、広く公の精神をもって取り組んでおりますので、より良い日本国の創造へ協力は惜しみません。

2011年10月13日

株式会社日本介護福祉グループ

**小規模デイサービス「茶話本舗」、全国事業所数が468件に増加
2011年10月末には、フランチャイズが437事業所、直営が31事業所に**

小規模デイサービス（通所介護）の「茶話本舗（さわほんぽ）」事業を全国で展開する、株式会社日本介護福祉グループ（本社：東京都墨田区、代表取締役：小柳 壮輔、URL: <http://www.jcgroup.co.jp/>）の事業所数が、2011年10月に開設予定のフランチャイズ19事業所（合計437事業所）、直営の3事業所（合計31事業所）を併せ件となり、合計で468事業所となることを本日発表します。

2011年10月1日から同年10月末日までの期間において新たに開設予定の各事業所の概要は以下の通りです。

【 2011年10月中に開設予定の事業所 】

	事業所名	住所	形態
1	茶話本舗デイサービス手稲前田亭	北海道札幌市手稲区手稲前田	FC
2	茶話本舗デイサービス川越	埼玉県川越市豊田町 1-25-2	FC
3	茶話本舗静岡デイサービス谷田の家	静岡市駿河区谷田 15-32	FC
4	茶話本舗デイサービス東所沢	埼玉県所沢市東所沢 3-10-13	FC
5	茶話本舗デイサービスふくふく亭	神奈川県横須賀市二葉 1-47-5	FC
6	茶話本舗デイサービス加茂亭	宮城県仙台市泉区加茂 55-4-3	FC
7	茶話本舗デイサービス御殿場保土沢	静岡県御殿場市保土沢 504-3	FC
8	茶話本舗デイサービス向山和楽亭	東京都練馬区向山 2-3-6	FC
9	茶話本舗静岡デイサービス池ヶ谷の家	静岡市葵区池ヶ谷東 6-13	FC
10	茶話本舗デイサービス筑紫野	福岡県筑紫野市針摺西 2-5-15	FC
11	茶話本舗デイサービス福生熊川	東京都福生市熊川 1414-1	FC
12	茶話本舗デイサービス文京台	山口県宇部市文京台 3-18-4	FC
13	茶話本舗デイサービス北寺尾	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾 6-30-12	FC
14	茶話本舗デイサービスセンター墨田京島	東京都墨田区京島 3-12-6	FC
15	茶話本舗デイサービス宝が丘店	名古屋市名東区宝が丘 187-2	FC
16	茶話本舗デイサービスくしきの	鹿児島県いちき串木野市東塩田町 56-5	FC
17	茶話本舗デイサービス宇宿	鹿児島県鹿児島市宇宿 1-8-7	FC
18	茶話本舗デイサービス玉里	鹿児島県鹿児島市玉里団地 3-27-6	FC
19	茶話本舗デイサービス柏みどり台	千葉県柏市みどり台 3-6-15	FC

■ 報道関係者お問合せ先 ■

株式会社日本介護福祉グループ 担当：齊藤

TEL.03-5625-4456 FAX.03-5625-4457 E-mail: m_saito@sawahonpo.com

1	茶話本舗デイサービスあいの里	北海道札幌市北区あいの里 3 条 5 丁目 4-7	直営
2	茶話本舗デイサービス湧水堂	福島県福島市泉字清水田 26-5	直営
3	茶話本舗デイサービス蒼生亭	東京都板橋区向原 1-5-3	直営

【都道府県別事業所数値】（2011 年 10 月末まで開設）

	FC	直営	合計		FC	直営	合計
北海道	16	2	17	滋賀県	2		2
青森県			0	京都府	2		2
岩手県	8		8	大阪府	35	1	36
宮城県	8		8	兵庫県	9		9
秋田県	4		4	奈良県	1		1
山形県			0	和歌山県	6		6
福島県	1	1	2	鳥取県			0
茨城県	17		17	島根県			0
栃木県	2		2	岡山県	3		3
群馬県	3		3	広島県	4		4
埼玉県	23		23	山口県	1		1
千葉県	29	9	38	徳島県	1		1
東京都	104	11	115	香川県			0
神奈川県	56		56	愛媛県	2		2
新潟県	4		4	高知県	1		1
富山県			0	福岡県	16	4	20
石川県	2		2	佐賀県	2		2
福井県	1		1	長崎県			0
山梨県	2	2	4	熊本県	2	1	3
長野県	12		12	大分県	1		1
岐阜県			0	宮崎県	1		1
静岡県	22		22	鹿児島県	6		6
愛知県	23		23	沖縄県	4		4
三重県	1		1	合計	437	31	468